資料5

議題５　就労定着支援の支給決定前の調査について（西尾市提出）

市名	回答 （１）就労定着支援の支給決定前の調査で工夫していること
名古屋市	申請で来所された際に窓口で職員が認定調査を行っている。どうしても平日に難しい方は、認定調査委託先の基幹相談支援センターが土曜日に調査を実施しているケースもある。
豊　橋　市	原則市役所に来庁してもらうが、どうしても来れない場合には電話による対応も実施している。
岡　崎　市	申請受付後、電話にて聞き取りを行い、以前の調査資料を基に大きく状況変化の無い方であれば電話聞き取りをもって調査したものとしています。 大きな状況変化などがあり、追加の聞き取りが必要な場合のみ来庁いただき、追加の調査を行います。
一　宮　市	調査していない
瀬　戸　市	特に無し
半　田　市	就労定着支援支給決定前の調査は行っていない。 （本人の状況等については、相談支援専門員が提出するアセスメントシートを参考に把握している）
春日井市	調査はしていない
豊　川　市	豊川市では、就労定着支援の支給決定前に、改めて市認定調査員による本人の状況の調査を行っておりません。なお、就労定着支援の利用に際しては、相談員等に一般就労を開始した日を確認し、３年の期間を適切に支給できるよう努めています。
津　島　市	特になし
碧　南　市	現状、工夫している点はありません。
刈　谷　市	就労定着支援の対象者は、「就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が６月を経過した障害者」です。 本市では就労移行支援等の利用前に認定調査を行っており、その調査内容や、就労定着支援の利用前に提出されるサービス等利用計画案から、日常生活に支障をきたしている状況やサービスの必要性を判断できるため、就労定着支援の支給決定前に認定調査は行っていません。 ただし、利用申請の際、利用者本人から現状を簡単に聞き取ったり、相談支援専門員や事業所の職員から状況を伺うこともあります。 なお、事務処理要領には、「訓練等給付について、障害支援区分認定調査及び概況調査に関して、必ずしも認定調査の調査項目に係る調査の実施は要しないが、支給決定の際には、障害者等の身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳等に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する必要があることから、たとえば、認定調査の調査項目を活用しつつ本人や家族 、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、市町村において必要な調査を行い障害の程度を含めた心身の状況を把握する。」と記載されています。
豊　田　市	一般就労先と就労日を確認し、就労定着支援の支給条件に適合するかどうか・支給決定の終期を確認している。
安　城　市	安城市では就労定着支援の支給決定時に書類の確認のみ行い、調査は実施しません。
西　尾　市	西尾市では、就労定着支援の支給決定前に、改めて市認定調査員による本人の状況の調査を通常の聞き取りで行っています。就労定着支援の利用希望者は平日日中働いている方が多く、調査のために仕事を休み来庁していただいており、利用希望者に日程調整など負担をかけてしまっている現状があります。
蒲　郡　市	以前からサービスを支給決定されている方は、その情報を活用する。新規利用者の場合は、申請時にアセスメントを実施する（認定調査と同内容だが、見た目や対応時に判断できるものは聞き取りしない）。
犬　山　市	認定調査を電話調査で実施している。（市役所開庁時間）
常　滑　市	特にありません。（就労定着支援事業所や相談員から連絡を受けて支給を行っているが、再度の調査はしていない。）
江　南　市	就労定着支援支給申請時の面談は行わず、本人が提出する申請書に企業から発行される「在籍証明書」を添付いただくことで就労状況の把握をすることとしており、また、相談員の代理申請も認めることで本人に負担がかからないようにしています。
小　牧　市	本市において、就労定着支援の支給決定前に認定調査員による状況調査は行っていません。
稲　沢　市	調査は行っていない。
新　城　市	該当ありません。他市の状況を参考にさせていただければと思います。
東　海　市	事前の協議書で判断している。特になし
大　府　市	サービスの再利用等も含め概ね３年以内に認定調査を実施している場合は省略している。
知　多　市	認定調査は実施していない。
知　立　市	申請時に現在の勤務先での様子を聴取するとともに、提出されたサービス等利用計画案を就労移行支援実施時のモニタリング報告書等と照らして判断しています。
尾張旭市	都合をつけて日程調整をお願いしております。
高　浜　市	特にございません。
岩　倉　市	特別工夫していることはありません。

議題５　就労定着支援の支給決定前の調査について（西尾市提出）

市名	回答
	（１）就労定着支援の支給決定前の調査で工夫していること
豊　明　市	サービス利用の申請に来庁された際に調査日を決定するほか、認定調査員が在籍している場合には、申請にあわせて身体等の状況調査を行うなど、できるだけ申請者に負担をかけないよう対応しています。
日　進　市	就労移行支援を利用してから一般就労をしているか、一般就労をしてから6か月以上経過しているか、在職証明書が適切なものかの確認を徹底している。
田　原　市	相談員の計画に基づき、支給決定を行っているため、支給決定前の認定調査を行っていない。また、利用希望者がいる場合には、相談員から事前に相談してもらうようにしており、過去のサービス利用状況も参考にしながら支給決定を行う。
愛　西　市	就労移行支援等を利用後、就労定着支援の支給決定前に、改めて調査は実施していません。
清　須　市	特にありませんが、情報収集に努めています。
北名古屋市	本市では就労定着支援の支給決定前に改めて調査を行ってはいません。以前に利用していた就労サービスの調査内容にて状況の確認としています。また、適切な支給を行うために、就労開始日が記載された就労を証明する書類の提出を求めるている他、利用希望者の申請が一度で済むように、提供事業所へ事前連絡にて必要書類等の確認をするようお願いしています。
弥　富　市	調査を実施していないため、特になし
みよし市	就労移行支援利用後に就労定着支援を利用する人が多く、改めて調査は実施していない。相談支援専門員による聞き取りにより必要性等を検討している。
あ　ま　市	就労定着支援の支給決定前の調査を行っていない。
長久手市	特になし